

# 「住民税非課税世帯」とは

世帯の全員が、個人住民税の均等割※1も所得割※2も課税されない人で構成されている世帯を指します。

今回の給付金では、「令和7年度の住民税（令和6年中の所得を基に算定）」の課税状況で給付対象を判定します。

同居している・していないに関わらず、住民票上の世帯の構成を基に世帯給付の対象に該当するかを判定します。

## ※1 均等割とは

所得の大小にかかわらず、一定の所得がある人全員に同じ金額が課税されます。  
区民税3,000円・都民税1,000円 合計4,000円に、国税である森林環境税1,000円を合わせた5,000円です。

## ※2 所得割とは

前年の所得金額に応じて課税されるもので、所得に応じて金額が異なります。

# 住民税非課税 とは

均等割・所得割の両方がからない状態です。

前年の所得が、自治体ごとの基準以下の人人が対象です。

江戸川区での令和7年度の非課税の基準は下記のとおりです。

給与収入のみの例：単身者で年収100万円以下

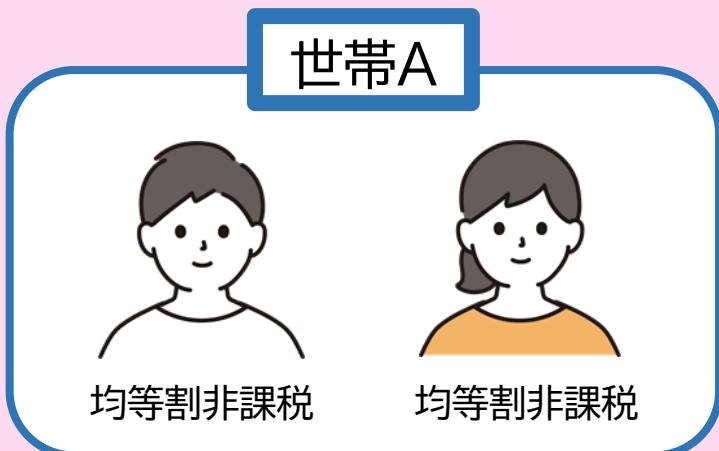
年金収入のみの例：65歳以上の単身者で年収155万円以下

※ 基準は家族構成や本人の状況、年齢等で細かく異なります。正確な金額をお知りになりたい場合は、江戸川区のホームページで「住民税試算システム」を検索いただき、ご利用ください。

# 「非課税世帯」の例

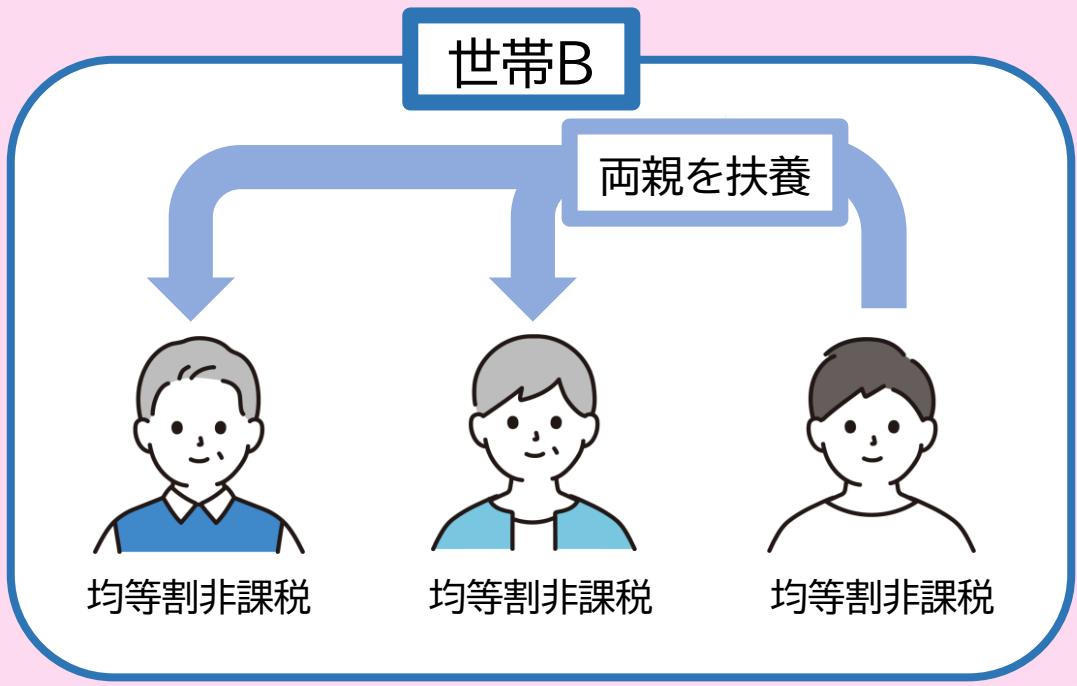
## ケース① 世帯全員が住民税均等割非課税である世帯

対象



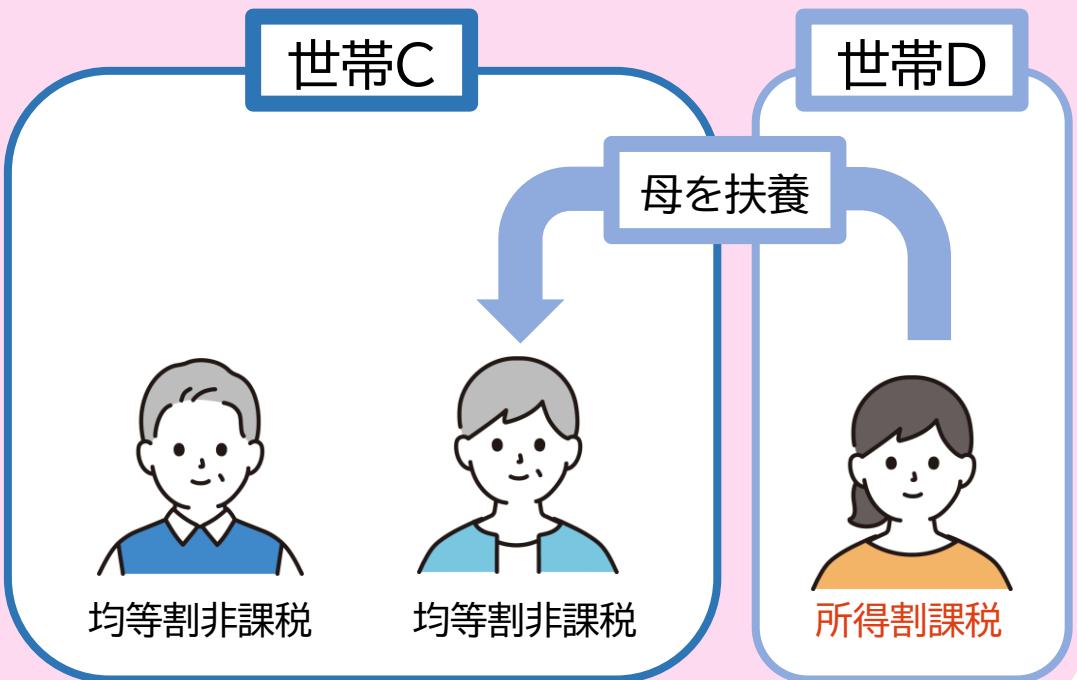
ケース② 世帯全員が住民税均等割非課税であり、世帯内に、扶養する人と扶養される人がいる世帯

対象



ケース③ 世帯全員が住民税均等割が課税されておらず、住民税が課税されている別世帯の者に扶養されている者と扶養されていない者が混在している世帯

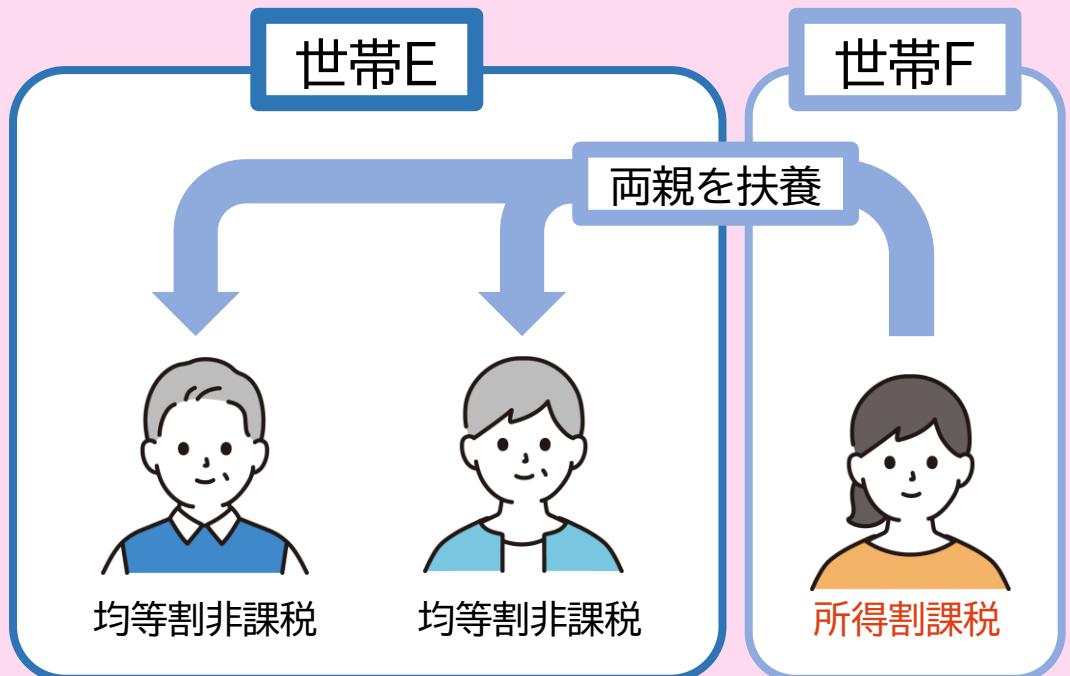
対象



# 支給要件を満たさない 非課税世帯 の例

ケース① 世帯全員が住民税均等割非課税であり、世帯内の**全員**が、住民税が課税されている者の扶養に入っている。

対象外



ケース② 一人暮らしの学生等（非課税）の単身世帯で、住民税が課税されている親等に扶養されている。

対象外

